事　務　連　絡
令和８年１０月３０日

（公社）全国宅地建物取引業協会連合会
（公社）全 日 本 不 動 産 協 会
（一社）不　　動　　産　　協　　会　　御中
（一社）不 動 産 流 通 経 営 協 会
（一社）全 国 住 宅 産 業 協 会
(公財) 不動産流通推進センター

国土交通省 不動産・建設経済局
不動産業課不動産業指導室

取引時確認における本人確認の徹底について

標記につきまして、別添の通り警察庁から要請がまいりましたので、
よろしくお取り計らい願います。

警察庁丙組組一発第114号
令和８年10月29日

金融庁企画市場局長
金融庁銀行・証券監督局長
金融庁資産運用・保険監督局長
総務省自治行政局長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
総務省総合通信基盤局長
法務省民事局長
財務省大臣官房総括審議官
財務省理財局長
財務省国際局長
国税庁次長
厚生労働省雇用環境・均等局長
農林水産省大臣官房総括審議官
（新事業・食品産業）
農林水産省経営局長
水産庁長官
経済産業省製造産業局長
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
中小企業庁長官
国土交通省不動産・建設経済局長

殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長

取引時確認における本人確認の徹底について

昨今、我が国の企業等に対するサイバー攻撃が相次ぎ、運転免許証等の本人確認書類の画像情報を含む個人情報が漏洩する事案も発生しており、さらには、漏洩した本人確認書類画像を悪用されて、２次被害が発生することも懸念されているところである。

これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）等に基づき、特定事業者が非対面で顧客の本人確認を行うに際して、「写真付き本人確認書類の画像情報」を用いる場合には、それに加えて顧客の「容貌の画像情報」の送信も併せて求めるなど、犯罪収益移転防止法等に定められた本人確認方法を遵守するよう徹底していただいているところであるが、現下の情勢に鑑み、なりすましによる口座開設などの２次被害防止のため、所管の特定事業者が「写真付き本人確認書類の画像情報」を用いて本人確認を行う場合において、犯罪収益移転防止法等の規定に基づいて慎重な確認が行われるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

また、犯罪収益移転防止法施行規則（平成 20 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）の改正により、施行日である令和９年４月１日からは、本人確認方法のうち、「写真付き本人確認書類の画像情報」の送信による方法が廃止され、原則として、IC チップ情報の読み取りに一本化されることとなる。IC チップ情報の読み取りに確認方法を限定することで、今般流出が確認されたような運転免許証の画像情報を本人確認に用いることは不可能となり、なりすまし被害の防止にもつながることから、所管の特定事業者において、施行日を待つことなく、可及的速やかな対応が講じられるよう、よろしくお取り計らい願いたい。